

令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年4月9日(水) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

1. 古川 和昭 委員 2. 高橋 雅浩 委員 3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員 5. 板橋 睦男 委員 6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員 8. 奥山 喜和子委員 9. 時田 将 委員

11. 皆川 利一 委員

欠席委員 1名

10. 山田 芳裕 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員 尾形 真宏 委員 飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員 渋谷 庄司 委員

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長 市村 昌子
主 査 浅海 一洋
主任主事 鈴木 庸平

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	3件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	5件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	9件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
3番、川村誠司委員、
4番、石井晃委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は2班です。
飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長

時田 議長 飯田展久班長

飯田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

3月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長、山田会長職務代理人、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積等促進計画について3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の合計6件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長

時田 議長 浅海主査

浅海 主査 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積378平方メートルの貸駐車場用地です。

申請理由は、申請人は遠隔に住んでおり、農地を相続したものの管理等に苦慮していたところ、申請地付近の業者から貸駐車場の要望があったこ

とから計画したもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにすることにより自然浸透とし、周囲を土留め鋼板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、農用地域内にある農地以外の農地であって、市街化の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内の農地であり、申請地からおおむね300メートル以内に鉄道駅があることから第3種農地に該当するものと思われます。

資金につきましては、金融機関の融資証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長
奥山 委員
時田 議長
奥山 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

8番、奥山喜和子委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を報告いたします。

3月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積378平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、出入口等の防犯対策について確認したところ、現状ではないとのことでした。次に、出入口付近は交通量が多いことから、工事期間中は基より、使用者にも駐車場への出入りには十分注意するよう周知すること。許可後は速やか着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、併せて転用事実確認証明願を提出し、地目変更を行い、事業計画等の変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談すること。最後に、関係各課からの意見書について、受領後に問題がなければサインをするようお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。
 議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
 異議のない方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、
 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長

時田 議長 浅海主査

浅海 主査 議案書の4ページをご覧ください。

 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いた
 します。

 申請地は、畑1筆、面積168平方メートルの贈与による専用住宅用地
 です。

 申請理由は、譲受人は現在借家に住んでおりますが、結婚を予定してい
 ることから新居を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま
 す。

 周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透
 枡を設置し、周囲をなみ板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

 農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のい
 ずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象とな
 っていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当
 します。代替性につきましては、親の所有地であり、実家の隣接地でも
 あることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

 す。資金につきましては、金融機関の融資証明書により確認していま

 す。関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許
 可申請書の写しにより申請済みであることを確認して

 います。なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題
 はないものと思われま

 す。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

時田 議長 6番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いた
 します。

 3月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及

び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積168平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、今回の転用地以外の隣接農地を建築用の資材置場などに使用しないこと。次に、資材の搬出入時など、安全管理に徹底すること。次に、許可後は速やか着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、併せて転用事実確認証明願を提出し、地目変更を行い、事業計画等の変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談していただきますようお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査

議長

時田 議長

浅海主査

浅海 主査

最初に、皆様もご存じとは思いますが、今年度より農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」制度が、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用集積等促進計画」に改められ、農地の貸し手から千葉県園芸協会が借受け、その借り受けた農地を貸し手に貸し出すこととなり、賃借料の面などより安心できる制度となりました。

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積4,526平方メートルの内4,234.67平方メートルの農地で、新規の賃借権であり、新たに5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

時田 議長 渋谷庄司推進委員

渋谷 委員 議案第3号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積4,526平方メートルの内4,234.67平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積等促進計画で、新たに賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画について、審議番号2を議題といたしますが、審議番号2及び審議番号3を内容により一括審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長

時田 議長 浅海主査

浅海 主査 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積等促進計画について、審議番号2及び審議番号3を一括してご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、審議番号2が、畑3筆、合計面積7,025平方メートルの新規の賃借権で、新たな利用権の設定を5年間、審議番号3は、畑15筆、合計面積28,596平方メートルの新規の使用貸借権で、新たに10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

なお、本案件は権利の設定を受けるものが法人化したことにより、新たに再設定するものです。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

皆川 委員 議長

時田 議長 11番、皆川利一委員

皆川 委員 議案第3号農用地利用集積等促進計画について、審議番号2及び審議番号3を一括して報告いたします。

現地は、審議番号2が、畑3筆、合計面積7,025平方メートルで、審議番号3は、畑15筆、合計面積28,596平方メートルで、いずれも普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積等促進計画で、新たに審議番号2が5年間の賃借権、審議番号3は10年間の使用貸借権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2及び審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2及び審議番号3は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長

時田 議長 浅海主査

浅海 主査 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、をご説明いたします。

申請地は、畑6筆、合計面積3,772平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

時田 議長 渋谷庄司推進委員

渋谷 委員 議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を報告いたします。

申請地は、畑6筆、合計面積3,772平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第4号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の7ページから9ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について9件の合計14件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について2件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書11ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7年 5月 12日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 晃